

郵政民営化委員会（第281回）議事要旨

日 時：令和6年12月24日（火）13:30～14:35

場 所：郵政民営化委員会室（永田町合同庁舎3階）及びオンライン

出席者：山内委員長、関口委員長代理、甲田委員、佐藤委員、横前委員
（敬称略）

金融庁 亀川監督局保険課保険モニタリング室保険モニタリング管理官

総務省 森情報流通行政局郵政行政部企画課貯金保険室課長補佐

日本郵政株式会社 山代専務執行役、板垣執行役

1. 議事

- ・ 郵政民営化法第144条第3項の規定に基づく内閣府令・総務省令案について
- ・ 日本郵政グループの不動産事業の取組について

2. 委員会での説明・意見等

- 郵政民営化法第144条第3項の規定に基づく内閣府令・総務省令案について【資料281-1～4】
 - ① 郵政民営化法第144条第3項の規定に基づく内閣府令・総務省令案について、金融庁及び総務省より説明。
 - ② 委員からの主な意見等
 - ・ 今回の延長措置は単年度に限り3か月の提出期限延長を行うものだが、この内容で十分なのか。これで十分に時間的余裕があるのか。
（⇒（金融庁）任意も含め、各保険会社は2010年以降、計10回に渡りフィールドテスト、いわば予行演習を行っている。保険業界からも3か月の延長で間に合うのではないかと聞いており、今回の延長措置で足りるものと考えている。）
 - ③ 本改正案については、令和8年3月期から導入予定である「経済価値ベースのソルベンシー規制」を踏まえた関係法令の整備の一環として、内閣府令・総務省令で定める特定の書面について、令和8年3月期に限り提出期限の延長措置を講じるものである。審査の結果、委員会に示された内容のとおり内閣府令・総務省令を改正することは適当である旨の意見を取りまとめ、金融庁長官及び総務大臣に提出することとなった。
- 日本郵政グループの不動産事業の取組について【資料281-2】
 - ① 資料に基づき、日本郵政より説明。
 - ② 委員からの主な意見等
 - ・ 物流施設の取得については、これからという理解でよいか。郵便物流事業とのシナジー効果が大きいと思うが、どのように考えているか。
（⇒（日本郵政）これまでは、不動産事業と郵便物流事業の連携が十分ではなかった。今後については、開発した物流施設について、郵便で使うといったことも模索していく必要があると考えている。物流開発についてはまだまだ勉強をしているところであるが、我々が主体的にできるようになれば、拠点を開発していくことも考えられる。）
 - ・ 不動産事業を第4の柱に位置づける割には収益の桁が違うのではないか。どのように考えているのか。
（⇒（日本郵政）不動産事業の利益水準をどこに設定するのも重要。非常に大きな利益を上げている大手不動産も現在の利益の規模に至るまでには相当な年数、例えば60年以上かかっている。特に分譲については利益が出ても一過性に過ぎない。賃貸資産を積み上げつつ、分譲で利益を確保していくこ

とが大事であると考えている。)

－以上－

注) 議事要旨は事後修正の可能性があることに御留意ください。また、詳細については追って公表される議事録を御覧ください。